

## 第4章 海面最終処分場の今後の検討課題

本年度は、平成17年度からの検討結果を踏まえて、廃止に係わる技術情報集の最終取りまとめを行った。

技術情報集の取りまとめに際しては、現状における最新の情報を収集したが、水位管理の方法、内水ポンドの取り扱い等に関しては複数の考え方を併記せざるを得なかった。これらを含めた海面最終処分場に係わる課題をまとめると以下に示すとおりである。今後、これらの課題については、少し時間をかけて十分な検討がなされることが望まれる。

### 1. 水位管理

○重力式排水方式など廃止後も継続可能な具体的な水位管理の検討

→維持管理中は、通常、海水面以下での水面管理が実施されているものと考えられるが、その場合、排水は、浸出水処理施設や付属する揚水ポンプが用いられるものと考えられる。廃止後も水位を海水面以下で管理する場合、浸出水処理施設が停止することから、揚水ポンプを使用し続けることとなり、廃止後も継続的にその揚水ポンプが働き続けることが担保できない。揚水ポンプが停止することにより水位が変動すると、水みち等の変化により水質も変化すると考えられるため、廃止後も水位が変動しない排水方式を検討することが必要。または、廃止後に水位が変動しないこと又は変化しても影響がないことを担保することが必要。また、陸上の処分場においても、廃止後揚水ポンプを使用しない場合も想定されるので、陸上と海面を問わず、統一的な検討が必要。

### 2. 内水ポンドの取り扱い

○目的を踏まえた構造、機能、法令上の位置づけの整理

→「内水ポンド」と言った場合に、各者が想定している対象物が異ならないよう整理するとともに、その構造、期待する機能、法令上の位置づけについて整理が必要。

○廃止後の取り扱いの整理

→上記を踏まえた廃止後の取り扱いについて整理が必要。例えば、内水ポンドにpH調整の機能を持たせた上で、廃止確認を行った場合、廃止後に内水ポンドを撤去することは不適切であり、そういったことが起こらないような担保が必要。

### 3. モニタリングの考え方

○廃止後の状況を踏まえた採水地点の整理

→内水ポンドを撤去することを前提とした場合、廃止に向けて水質の確認を行うための採水地点は、内水ポンドの入り口で採水することが適当であり、内水ポンドを残置することを前提とした場合は、内水ポンドの出口で採水することが適当であると整理できるか（調整池ではなく「集排水設備」とみなすことができるか）。なお、残置する場合には、「内水ポンドの取り扱い」に留意（調整池は耐水構造、集排水設備は堅固で耐久力を有する構造）が必要。